

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	『宋書』顏延之傳について
Author(s)	森野, 繁夫
Citation	中國中世文學研究 , 54 : 1 - 18
Issue Date	2008-09-29
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051402">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051402</a>
Right	
Relation	



# 『宋書』顔延之傳について

森野繁夫

## 一、『宋書』顔延之傳の構成と其の意図

沈約は『宋書』謝靈運傳で靈運を「褊激の性」と評しているが、『宋書』には「褊激の性」と評される人がもう一人いる。それは顔延之で、靈運より一歳の年少。晉末宋初に何度も同じ部署に勤務していたこともあり、詩の遣り取りもあって、両者は比較的近い関係にあつた。<sup>①</sup>しかしその生涯の結末は大きく異なり、靈運は四十九歳で棄市の刑に處せられ、延之は七十三歳の生涯を全うしている。

『宋書』にある二人の傳を読むと、沈約はどうも此の二人を対比的に扱っているのではないかという気がする。

すなわち兩者の傳は同じく①「褊激なる言行の列挙」②「本人の詩文を然るべき箇所に収録する」を二つの柱として構成されており、二人のどこが、どのように異なるつていてそれぞれの結末に至つたのかを、その生涯を追いながら跡づけているようだ。

このたびは沈約の史傳撰述の姿勢を、『宋書』の「顔延之傳」を主とし、「謝靈運傳」と比較しながら見ていく。

## 1 「褊激」なる言行の列挙

### ① 「祭屈原文」「五君詠」

### ② 「庭説」

## 二、「褊激の性」への対応

### 1 詩文の才—文帝の寵を頼む—

## 2 酒中への逃避

## 3 奇行、変人—世を偽る—

## 三、顔延之と謝靈運

### —「君子の志」と「政權闇與」—

## 四、「謝靈運傳」と「顔延之傳」

## 一、『宋書』顔延之傳の構成と其の意図

① 「顔延之傳」の構成は大きく纏めると、  
② 「褊激なる言行の列挙」と、③ 「褊激の性と関わりのある本人の詩文の収録」から成つていて。先ず「褊激の性」による言行の列挙から見ていく。

## (1) 「褊激」なる言行の列舉

### ①劉穆之に対する反撥

穆之既與延之通家、又聞其美、將仕之。先欲相見、延之不往也。  
穆之既に延之と家を通じ、又其の美なるを聞きて、將に之を仕へしめんとす。先づ相見んと欲するも、延之は往かざるなり。

劉裕の腹心 刘穆之の厚意を無にしたわけであるが、延之は「面倒を見てやる」という穆之の態度に「妹の嫁ぎ先の親などの世話になるつもりはない。余計な御世話だ」とばかりに訪ねて行かなかつた。

### ②廬山の周續之を論破す

雁門人周續之隱居廬山、儒學著稱。永初中、徵詣京師。開館以居之。高祖親幸、朝彥畢至。延之官列猶卑、引升上席。上使問續之三義。續之雅仗辭辯、延之每折以簡要。既連挫續之、上又使還自敷釋、言約理暢、莫不稱善。

雁門の人周續之は廬山に隠居し、儒學著稱なり。永初中、徵されて京師に詣る。館を開きて以て之に居らしむ。高祖親幸し、朝彥畢く至る。延之は官列猶ほ卑きも、引かれて上席に升る。上は續之に「三義」を問はしむ。續之は雅に辭に仗りて辯ずるに、延之は毎

帝の前で周續之と「三義」(『禮記』曲禮上)について議論をした際のこととて、延之は「儒學著稱」にして帝に優待されている續之を「連りに挫」いている。これも「褊激の性」の表れと見なしてよからう。

### ③尚書令傅亮に對する反撥

時尚書令傅亮自以、文義之美、一時莫及。延之負其才辭、不爲之下、亮甚疾焉。

時に尚書令傅亮は自ら以へらく「文義の美、一時及ぶもの莫し」と。延之は其の才辭を負みて、之が下と爲らざれば、亮は甚だ焉を疾む。自分の「文義の美」に及ぶ者は世にいないと誇つている尚書令傅亮に、地位の高さは「文義の美」とは関係ないと、己の文才を恃んで頭を下げなかつたので、傅亮にひどく悪まれた。

### ④司徒徐羨之、尚書令傅亮らに反撥

廬陵王義眞頗好辭義、待接甚厚。徐羨之等疑延之爲同異、意甚不悅。出爲始安太守。徐羨之らは延之の同異を爲すかと疑ひ、意甚だ悦ばず。出して始安太守と爲す。

廬陵王劉義眞は武帝劉裕の第二子で、劉裕の後を狙つて始安太守左遷であった。この時、謝靈運も廬陵王のもとで徐羨之らの政治を批判し、永嘉太守に左遷されている。

##### ⑤政府の要在にある劉湛、殷景仁に對する反撥

延之好酒疎誕、不能斟酌當世。見劉湛、殷景仁專當要任、意有不平。常云「天下之務、當與天下共之。豈一人之智所能獨了。」辭甚激揚、每犯權要。謂湛曰「吾名器不升、當由作卿家史。」湛深恨焉、言於彭城王義康、出爲永嘉太守。延之甚怨憤、乃作「五君詠」以述竹林七賢。

詠嵇康曰「鸞翮有時鍛、龍性誰能馴。」

詠阮籍曰「物故可不論、塗窮能無慟。」

詠阮咸曰「屢薦不入官、一磨乃出守。」

詠劉伶曰「韜精日沉飲、誰知非荒宴。」

此四句、蓋自序也。

湛及義康以其辭旨不遜、大怒。時延之已拜、欲黜爲

遠郡。乃以光祿勳車仲遠代之。延之與仲遠世素不協、

屏居里巷、不豫人間者七載。

延之是酒を好みて疎誕、當世を斟酌する能はず。劉湛、

殷景仁の専ら要任に當るを見て、意に平かならざる

有り。常に云ふ「天下の務めは、當に天下と之を共にすべし。豈に一人の智の能く獨り了る所ならんや」と。

辭は甚だ激揚にして、毎に權要を犯す。湛に謂ひて曰く、「吾が名器の升らざるは、當に卿が家の吏と作るに由るなるべし」と。湛は深く焉を恨み、彭城王義康に言ひ、出だして永嘉太守と爲さしむ。

延之甚だ怨憤し、乃ち「五君詠」を作りて、以て「竹林の七賢」を述ぶ。

嵇康を詠じて曰く「鸞の翮は時有りて鍛はれ、龍の性は誰か能く馴らさん」と。

阮籍を詠じて曰く「物故は論ぜざる可きも、塗窮して能く働く無からんや」と。

阮咸を詠じて曰く「屢ば薦めらるるも官に入らず、一たび磨せられて乃ち出でて守たり」と。

劉伶を詠じて曰く「精を鞠みて日に沉飲す、誰か知らん荒宴に非ざるを」と。

此の四句は、蓋し自らを序ぶるなり。

湛及び義康は其の辭旨の不遜なるを以て、大いに怒る。時に延之は已に拜せらるれば、黜けて遠郡と爲さんと欲す。乃ち光祿勳車仲遠を以て之に代ふ。延之は仲遠と世素より協はざれば、里巷に屏居して、人間に豫らざること七載なり。

劉湛、殷景仁らだけが政治の要在に當つてゐるのを見て、意に平かならず、その發言は甚だ激揚であり、毎に權要を犯していた。

劉湛は呉国内史劉柳の子で、延之は嘗て柳の吏であつた。延之が「吾が官位が上がらないのは、嘗てそなたの

家の吏であつたからにちがいない」と言つたので、劉湛はそれを恨み彭城王義康と謀つて延之を永嘉太守に左遷した。延之は甚だ怨憤して「五君詠」を作り、「竹林の七賢」に託して不満を述べた。劉湛と彭城王はその辭旨が不遜であると大いに怒り、文帝に言上。その結果、延之は永嘉太守の任を解かれ、その後七年間、里巷に屏居することになった。

#### ⑥劉湛之に對する反撥

晉恭思皇后葬、應須百官。湛之取義熙元年除身、以延之兼侍中。邑吏送札、延之醉、投札於地曰、「顏延之未能事生、焉能事死。」

晉の恭思皇后の葬に、應に百官を須ふべし。湛之は（延之が）義熙元年の除身なるを取りて、延之を以て侍中を兼ねしむ。邑吏札を送るに、延之は醉ひて、札を地に投げて曰く「顏延之未だ生に事ふる能はず、焉んぞ能く死に事へん」と。

晉の恭思皇后の葬にあたり、劉湛之は延之が晉の義熙元年の任官であることで、葬儀ために侍中を兼ねさせることにして任命書を届けさせた。延之は酔っぱらつており、お前なんかの指図は受けないと、それを地に投げ棄て「顏延之未だ生に事ふる能はず、焉んぞ能く死に事へん」（論語『先進篇』）と言つた。

#### ⑦釋慧琳に對する反撥

復爲祕書監、光祿勳、太常。時沙門釋慧琳、以才學爲太祖所賞愛、每召見、常升獨榻。延之甚疾焉。因醉白上曰、「昔同子參乘、袁絲正色。此三台之坐、豈可使刑餘居之。」上變色。

復た祕書監、光祿勳、太常と爲る。時に沙門釋慧琳は、才學を以て太祖の賞愛する所と爲り、召見される毎に、常に獨榻に升る。延之は甚だ焉を疾む。醉に因りて上に白して曰く「昔同子の參乘するや、袁絲は色を正す。此れ三台の坐、豈に刑餘をして之に居らしむ可けんや」と。上は色を變ず。

沙門釋慧琳は才學を以て文帝に賞愛され、召見されるたびに常に獨榻（ひとり掛けの椅子）に坐つたので、延之はひどく嫉妬していた。あるとき酔いにまかせて帝に「これは三公の座席、坊主などに坐らせていいのですか」と言つたので、帝は顔色を変えた。「同子・袁絲」は、漢の趙同、袁益のこと。

以上のように沈約は、延之の「褊激」なる言行を列挙して其の性格を証せんとしているが、この方法は靈運傳におけるものと同じであった。靈運傳では次の七例にわかつて「褊激」なる言行が挙げられている。

- ①門生殺害の事件—免官
- ②廬陵王（劉裕の第二子）に接近して、重臣たちの政治を批判。
- ③永嘉太守を、一族の反対に耳を貸さずに一年で止め始

寧に歸つた。

④文帝に召されて出仕し二年間 都に滞在したが、結局 政治への関與を認められず、勝手な行動を続ける。

⑤始寧（後期）における放逸なる行動——免官

——異志有りとして朝廷に訴えられる。

⑥佛教信仰、農地造成などについて会稽太守孟顗と對立。

⑦臨川内史の時の「反逆」行為——逮捕

延之と靈運の「褊激の性」による言動を比較してみると、延之の場合は「褊激」なる言行の單なる繰り返しであつたが、靈運の場合は、「褊激」の程度が次第に激しくなり、それに従つて周囲の反撥も厳しくなつてゐる。

また延之の場合は、いずれも個人的な怒りとか恨みが原因になつてゐるが、靈運の場合はそれよりも背後に謝氏一族の影が見え隠れすることが多い。従つて「褊激」なる言行への権力側の対応は、延之の場合は己ひとりの左遷や免職まであるが、靈運の場合、其の影響は自分の處分だけでなく更に謝氏一族にまで及んだ。

同じく「褊激の性」のままに生きながら、その結果を異にした理由を、沈約は以上のような點に求めてゐるようであるが、本傳に引かれてゐる延之の作品「庭誥」を見るに、更に延之が「褊激の性」とは対照的な「慎重な人生術」をも備えていたことによると見ていたようである。

## (2) 本傳に引かれている延之の詩文

延之の傳には、延之の「祭屈原文」「五君詠」「庭誥」などが収められている。

### ① 「祭屈原文」「五君詠」

「祭屈原文」は「褊激」の言行の④に関わる作品。司徒徐羨之、尚書令傅亮らに反撥して、次期帝位を狙う廬陵王義眞（武帝劉裕の第二子）に靈運らと近づき、徐羨之、傅亮らの疑惑を招いて始安太守に左遷された時のもの。

廬陵王義眞頗好辭義、待接甚厚。徐羨之等疑延之爲同異、意甚不悅。出爲始安太守。

徐羨之らは延之の同異を爲すかと疑ひ、意甚だ悦ばず。廬陵王義眞は頗る辭義を好み、待接すること甚だ厚し。徐羨之は始安太守と爲す。

「祭屈原文」は始安太守へ赴任する途中、屈原が身を投じた汨瀆を通つた折りに、湘州刺史張邵の爲に作つたもので、延之はそれにて託して左遷の怨みを述べてゐる。

蘭は薰しくして摧け、玉は貞くして則ち折る。

物は堅芳を忌み、人は明潔を諱む。

曰に先生の若き、辰の缺くるに逢ふ。  
温風は時を怠り、飛霜は節を急にする。

蘭はその薰しさの故に摧かれ、玉は貞さのために碎かれる。物は堅さや芳しさを忌み嫌い、人は明潔さを嫌うものだ。ああ、屈先生は、悪い時に巡り遇われた。温かい風は然るべき時に吹かず、飛霜は急にやつてき

たのだ。

「屈先生」を延之に読み替えれば、延之の言わんとしたことが明らかになる。

「五君詠」は、同じく「褊激」なる言行の⑤「劉湛、殷景仁に對する反撥」に関する作で、劉湛と彭城王劉義康に其の發言を悪まれた時の怨みを「竹林七賢」の嵇康、阮籍の行動に託して詠じたものである。

嵇康を詠じて曰く、「鸞の翮は時有りて鍛はれ、龍の性は誰か能く馴らさん」と。阮籍を詠じて曰く、「物故は論ぜざる可きも、塗窮して能く働く無からんや」と。嵇康を詠じては、「鸞鳥の翮は時に損なわることもあるが、龍の性質は誰にも馴らすことはできない」と。阮籍を詠じては「世俗の事柄は論評しないでおれたが、塗が行き止まりになると働くがざるを得なかつた」と。これも「嵇康」「阮籍」を延之に入れ替えれば、延之の思ひが傳わつてくる。

沈約はこのようなく、相手が司徒の徐羨之であろうと、政權の中枢に在る劉湛、殷景仁であろうと構わずに左遷の恨みを述べる延之の態度によつて、その「褊激の性」の激しさを説明しようとしたのである。

〔2〕「庭誥」  
「庭誥」は子弟への家訓であり、劉湛と彭城王劉義康の怒りを買つて里巷に七年間屏居していた時の作。「延之

傳」全体の約三分の一に及ぶ引用で、沈約の力の入れようが傳わつてくる。

本傳には「延之は閑居してする事も無いまま『庭誥』の文を爲つた。今其の繁辭を刪つて其の主旨を存し、一篇にまとめた。」と説明し、ついで「庭誥」についての延之の語を引く。

「庭誥者、施於閨庭之内、謂不遠也。吾年居秋方、慮先草木。故遠以未聞、誥爾在庭。若立履之方、規鑑之明、已列通人之規、不復統論。今所載咸其素蓄、本平性靈、而致之心用。」

「この『庭誥』は、家庭内のこと記した文で、世に広くせんとしてのものではない。私も年老いて何時あく。ただ基本的な生き方については既に世に言われていることであるから、それについては述べない。ここに記すことは、みな私が平素から考えてきたもので、わが性靈に本づき、熟慮した結果である」と。

その三十二條について内容を要約すると、次のようである。

1 言葉は簡要でなければならない。しかし議論をするには多くの情報を用意しておかなければならない。一目の網では鳥はつかまえられないのだから。  
2 私情を捨てて公道を守ること。永遠に不朽であることを目指し、徳を樹て義を立てて、一族をまとめ家を長く保つべきである。

- 3 「孝」を求めるとすれば平素から「慈」でなければならず、「悌」を求めるとするなら平素から「友」でなければならぬ。
- 4 「和」が備わつていなければ、やがて不和となる。「信」が不足しておれば、不信が生ずる。
- 5 士としての行いについて。士の上なるもの、それに亞ぐもの、そうして駄目な士、についての説明。
- 6 知能有れば、預め文論有り。仲間うちだけの議論で自惚れているような「不練の庶士」にならぬようになければならない。
- 7 君子たるんことを願う者は、怨み誹りの心を持たないよう努めなければならない。そうすれば徳聲・令氣は、いよいよ高くなるものだ。
- 8 富厚と貧薄は天道によるもの。いつまでも自分は富厚であり、貧薄は他人のこと、と考えていてはいけない。
- 9 養蚕と農作は民生の本。僕役を使う場合には労働と休養を交互にし、休饗を先に、捶責を後にしてこと。
- 10 公税は早めに支払つて、役人に責められないように。支出は時を量つて發き斂め、歳入を視て穢くしたり、借くしたりする。これが天を用うるの善、生を御するの方法である。
- 11 使用人には、情を示すことが大切。あまりに無理な仕事をさせたり、細かな事を言つていては、かえつて反発して成績はあがらない。
- 12 地位にあるといつても、同じく人間であるから、
- 13 賓友たちとの付き合い方。博打など勝負事には、のめりこまないよう注意。負けがこんでも氣を静かに、意を遠くして、平静を保つようにするがよい。
- 14 嫌疑 疑心は、どうにも始末におえないものだから、心して対処するよう。
- 15 交遊の道について。交義を保つことが必要。常に大徳を存し、小怨を挟んではならない。
- 16 酒酌の席では、楽しむべきで嗜つてはいけない。聲樂の会では、程を弁えて、泥んではならない。
- 17 施しは天の則によるもので、人の心によるというものではない。貯まつたから與えようといふものではなく、乏しくとも、人の急を救つことは先にするよう。
- 18 浮華怪飾は、質を減ぼすの具、奇服麗食は、素を棄つるの方。それに心を動かされはいけない。
- 19 人の運命といふものは、皆な天に懸かっている。それは自分ではどうにもならないものなのだ。
- 20 欲の害は、人智を燻べ眞情を消耗し、人の和を傷つけ天性を犯す。欲を無くすることは急には難しいので、少しずつ減らすようにすること。
- 21 他人と自分とは心は違うので、己の心で人を謀つてはいけないし、他人に影響されて我を失つてはならない。
- 22 流言誹謗は有道の人も免れることはできないが、日

々我が身を反省し、寛默潔静であれば、人の言を憂えることはない。

23 貧乏であれば心身ともに病んでしまうが、その憂患を除くには清貧であった古人のことを見習うのがよい。

24 一度の出会いでも其の人の心を見れば、情は丘岳よりも固く、一言志に中れば、意は淵泉に入る、という君臣、友人の関係について。

25 人は易きに就き、難きを避けるものであるが、自分が進んで苦労をすれば徒属も働いてくれるし、妻子も耕織に励むようになる。

26 利益だけを追い求めて恩義を忘れ、自分の得になることしかしない人間がいる。このような者は世の大倫を乱す者であるから、近寄らないようにするがよい。

27 驚異の出来事を見ても、卒迫の變に遭つても、度を失つて慌てたりしないようにせよ。

28 喜びや怒りに過剰に反応すれば軽薄に見られる。少し我慢すれば気持ちは治まり、挙動を誤ることはない。

29 習慣といふものは「智を移し、慮を易え」てしまう。そのことに心して、道を心に懷くことを忘れなければ、必ず理に従う心を存することができよう。

30 足る所は心の内に在り、外物には拠らない。十日に九飯すと雖も、飢えさせることはできないのだ。  
31 己を以て尺度となす者には、相手のことはわからない。私を無にしてはじめて、上はその用を獲、下は其の和を得ることができる。

32 自分の生き方を述べて、全体の結びとする。すなわち、人の命は短いものであるから、榮達を保ち続けることはできないし、道に服したところで穩やかには過ごせない。なるに任せて進退し、達したところで遊観するしかない。先哲の生き方に近づくように努め、老を忘れるようにしよう。

「権柄の性」による延之の言行は、「庭説」の内容に全て外れるものであるが、「庭説」に記されている内容と矛盾している例を具体的に幾つか挙げてみよう。

例えば延之は「庭説」の第7條に「怨み誹りの心」を懐かないようなど、次のように教えている。

・そもそも怨誹を以て心としている者は、未だ無心にして得喪を忘れる心境に達することはなく、人に誚られることばかり多い。このようなことは奴婢のすることであつて、どうして見識のある人のすることであろうか。かくて見識ある人は、徳声令氣がいよいよ上つて毎人に高尚となり、忿りと懲りと懲りと懲りとを言つてゐる人は、毎に下劣となつてゆく。君子であろうと尚つてゐる者は、どうしてこのことに務めなくてよかろうか。普通の人であつても、感情は素より尽くすることはできない。したがつて長い目で見てそれに勝ち、身近な計画を立ててこれを除くのがよい。どうして自分でそうならぬようにならぬで、凡庸な輩に陥ることがあつてよからうか。

しかしながら延之自身には、それは無理なことであった。その文章や学問の才能が評価されない場合には、彼は常に「怨み誹りの心」を懷いている。

また「怒り」についての対処法について、其の第28條に、

・喜怒というものは、人にとって無くすることのできないものだが、それは常に狭い考え方から起り、そうして弘い見識によつておさまる。しかしながら喜びが過ぎれば則ち重々しさが失われ、怒りが過ぎれば則ち威厳が無くなる。能く平静淡泊を以て本体となし、寛舒和楽を以て手段とすれば、好しとすることができよう。

大いなる喜びは心を蕩かすけれども、少し抑えておれば定まつてくる。甚だしい怒りは本性を乱すけれども、少し我慢すれば即ち歎んでくる。故に行動に容を愆ふようなことが無く、举止に度を失ふようなことが無ければ、則ち物は必ずからそれに懸りかかるうどし、人は自ずからそこに止まろうとするのだ。

と言つてゐるが、しかしながら既に挙げたように、自分自身は何かにつけて腹を立て、少しの我慢もできなかつた。

いずれも、何かにつけてすぐに頭に入る延之にとって、自分自身が心に深くとめておかねばならない内容であつたが、それは常に「褊激の性」のために忘れ去られてしまつていたようだ。

沈約が本傳に、その内容が「褊激」の性とは対照的な

「庭誥」を長々と、「顏延之傳」のほぼ三分の二に亘つて引用したのは何故であろうか。「庭誥」によれば延之は、「褊激」の性とともに慎重な處世態度を心掛けていたことになるが、その態度は延之の言動には反映されなかつた。おそらく沈約は「庭誥」の引用によつて、延之が「褊激の性」とともに「慎重な處世態度」を併せ持つていたこと、しかし延之は頭では「慎重な處世態度」による対応を心がけねばと思ひながらも、どうしても「褊激の性」に押し切られてしまつた、ということを言おうとしているのであろう。

そうではあっても、それを繰り返しているとやがては致命傷になりかねない。「褊激の性」の人とはいっても「庭誥」の筆者であるから、そうならない為に前もつて何らかの手を打つていたか、或いは事後処置を講じたのではなかろうか。おそらく沈約はそこまで考えて、いたに違いない。

延之の用心深さについて例を挙げれば、長子の竣が榮達の一途をたどつていた時、延之は常に彼を避けて近づかないようになつた。延之の本傳には次のようにある。

世祖登阼、以爲金紫光祿大夫、領湘東王師。子竣既貴重、權傾一朝。凡所資供、延之一無所受。器服不改、宅宇如舊。常乘羸牛笨車、逢峻鹵簿、即屏往道側。常語竣曰、「平生不喜見要人、今不幸見汝。」  
世祖登阼するや、以て金紫光祿大夫と爲し、湘東王の

師を領せしむ。子の峻は既に貴重にして、權は一朝を傾く。凡そ資供する所、延之は一として受くる所無し。

器服改めず、宅宇舊の如し。常に羸牛の笨車に乗り、峻の齒簿に逢へば、即ち屏け道側に往く。常に峻に語りて曰く、「平生要人を見るを喜ばざるに、今不幸にして汝を見る」と。

後に文帝の太子劉劭が帝を殺して帝位に即かんとした時、峻は義軍の側について活躍した。そのため、時に光祿大夫であつた延之は劭に呼び出されて殺されそうになつたが、平生峻と疎遠にしていたことで助かっている。

元凶弑立、以爲光祿大夫。先是、子峻爲世祖南中郎諮議參軍。及義師入討、峻參定密謀、兼造書檄。劭

召延之、示以檄文、問曰、「此筆誰所造。」延之曰、「峻之筆也。」又問、「何以知之。」延之曰、「峻筆體、臣不容不識。」劭又曰、「言辭何至乃爾。」延之曰、「峻尚不顧老父。何能爲陛下。」劭意乃釋。由是得免。

元凶弑立し、(延之を)以て光祿大夫と爲す。是より先、子の峻は世祖(文帝の第三子駿)の南中郎諮議參軍と爲る。義師入りて討つに及び、峻は密謀を參定し、兼ねて書檄を造る。劭は延之を召して、示すに檄文を以てし、問ひて曰く「此の筆は誰の造る所ぞ」と。延之曰く「峻の筆なり」と。又た問ふ「何を以て之を知るや」と。延之曰く「峻の筆體、臣識らざるべからず」と。劭又た曰く「言辭何ぞ乃ち爾に至るや」と。延之曰く「峻は尚ほ老父すら顧りみず。何ぞ能く陛下の爲

にせんや」と。劭の意乃ち釋け、是に由りて免るを得たり。

おそらく延之は長子の性格から、何時かこのようことが起ころのではないかと予測し、その為に峻との距離をとつていたのではなかろうか。

延之はこのように峻に近づかないようにしていたが、峻を嫌っていたわけではない。延之傳には次のような記事もある

峻起宅、謂曰、「善爲之、無令後人笑汝拙也。」

峻宅を起つるに、謂ひて曰く「善く之を爲して、後人をして汝の拙なるを笑はしむる無かれ」と。

また『南史』延之傳には、

嘗早候峻、遇賓客盈門、峻方臥不起。延之怒曰「恭敬撙節、福之基也。驕慢、禍之始也。況出糞土之中、而升雲霞之上。傲不可長、其能久乎。」

嘗て早に峻を候ふに、賓客門に盈つるに、峻は方に臥して起きざるに遇ふ。延之は怒りて曰く「恭敬撙節は、福の基なり。驕慢は、禍の始まりなり。況んや糞土の中より出で、而して雲霞の上に升る。傲れば長かる可からず、其れ能く久しうらんや」と。のように峻の驕りを戒めている。親として為すべき注意を忘れてはいなかつた。やはり延之が峻との間に距離を置いていたのは、彼を嫌つてのことではなく、万一のことを考えてのことであつたようだ。

## 二、「褊激の性」への対応

「褊激の性」を持ちながら、それとともに慎重な處世術を心得ていたことが、延之が靈運のような最期を免れた理由の一つであつたと思われる。延之はどうにも抑えきれないその「褊激の性」が致命傷にならないようするために、幾つかの予防線を張つていたのではないかと思われる節がある。

### 1 詩文の才——文帝の寵を頼む

予防線の一つは、己の詩文の才を文帝に認められて其の庇護を受けることであった。延之は、宮中の宴席に侍して帝や王の治世を称える侍宴詩に巧みであり、常に文帝の称賛を得ていた。

齊・梁間の江淹が其の「雜體詩」で、靈運については「遊山」の詩を模擬し、延之については「侍宴」の詩を模擬しているのは、當時の人々の判断を代表するものであろう。すなわち靈運は山水詩の、延之は侍宴詩の作家として評價されていた。

### 2 詩文の才——文帝の寵を頼む

また『詩品』中品の顏延之の條に、湯惠休曰く「謝の詩は芙蓉の水より出でしが如く、顏は采を錯へ金を鏤めたるが如し」と。顏は終身之を病む。とあるのは、靈運の山水詩と延之の侍宴詩の表現について喻えたものであろう。

延之が常に文帝の称賛を得ていたことは、次のような記事からも知られる。嘗て帝の許しを得て取得した田地の支拂いが滞っていることを尚書左丞荀赤松に指弾されたことがあつたが、その彈劾文には次のようにあつた。  
（延之昔坐事屏斥、復蒙抽進。而會不悛革、怨誹無已。交遊闐茸、沈迷麴蘖、橫興譏謗、詆毀朝士。仰竊過榮、增憤薄之性。私恃顧盼、成強梁之心。外示寡求、内懷奔競、干祿祈遷、不知極已。預讞班觴、肆罵上席、山海含容、每存遵養。愛兼彫蟲、未忍遐棄。而驕放不節、日月彌著。）（宋書）本傳）

（延之は昔事に坐して屏斥され、復た抽進をかうむ。しかも曾て悛めず、怨み誹りて已むこと無し。闐茸と交遊し、麴蘖に沈迷し、横に譏謗を興し、朝士を詆毀す。仰ぎて過榮を竊みて、憤薄の性を増し、私かに顧盼を好み、強梁の心を成す。外に寡く求むるを示し、内に奔競を懷き、祿を干め遷を祈りて、極已まるを知らず。讞に班觴に預り、肆に上席を罵るも、山

海のごとく含容され、毎に養を存す。愛は彌蟲（ミツウ）を兼ねて、未だ棄るに忍びず。而して驕放（けいぱう）節あらず、日に月に彌よ著る。

延之が「肆いままに上席を罵」つても、帝は「愛は彌蟲（ミツウ）を兼ねて、未だ棄るに忍びず」、そのために延之は圖に乗つて「驕放（けいぱう）節あらず」という態度が益々ひどくなつたのだといふ。

靈運にはこのような要素はない。靈運四三歳、侍中として文帝の側に在つた時、その「文義」「詩書」を称賛されていたが、「時政への参加を切望している靈運にとってそれはどうでもいいことであつた。

尋遷侍中、日夕引見、賞遇甚厚。靈運詩書皆兼獨絶、每文竟、手自寫之。文帝稱爲二寶。既自以名輩才能、應參時政。初被召、便以此自許。既至、文帝唯以文義見接、每侍上宴、談賞而已。尋いで侍中に遷り、日夕引見され、賞遇甚だ厚し。靈運は詩・書皆な兼ねて獨絶にして、文の竟る毎に、手自から之を寫す。文帝は稱して二寶と爲す。既に自ら以へらく、名輩にして才能あり、應に時政に參すべしと。初め召さるるや、便ち此を以て自ら許す。既に至るや、文帝は唯だ文義を以て見接し、上宴に侍する毎に、談賞するのみ。

靈運の狙いは詩文を賞賛されることではなく、政権の枢要に位置することであつたから、「詩文の賞賛」を感謝し

て帝の徳を讃え、詩を奉つて御機嫌をとることなど出来はしないし、またしようとも思つていなかつたであろう。

## 2 洒中への逃避

延之と飲酒については、晉末に吳国の内史劉柳（劉湛の父親）の部下として尋陽にいた時に、近くに住んでいた陶淵明と何時も酒を飲んでいたし、その後、始安太守に左遷された時には、始安郡（廣西の桂林）へ赴任する際に淵明の許（柴桑）に立ち寄つて何日も飲み続けている。その酒乱についての記事を挙げると次のようなものがある。

・延之性は既に褊激（へんせき）にして、兼ねて酒過有り、意を肆（ほし、まます）にして直言し、曾て過隠する無し。故に論者は知らずとするところ多しと云ふ。〔宋書〕本傳）

・文帝は嘗て延之を召す。傳詔頻りなるも見えず。常に日に但だ酒店にて裸袒して挽歌し、了（まつ）く應對せず。他日醉の醒めて乃て見ゆ。〔南史〕本傳）

・帝嘗て問ふに諸子の才能を以てす。延之曰く「竣は臣の筆を得、測は臣の文を得、奐は臣の義を得、躍は臣の酒を得たり」と。何尚之嘲りて曰く「誰か卿の狂を得たる」と。答へて曰く「其の狂不<sub>及</sub>ぶ可からず」と。

〔南史〕本傳）

・尚之侍中と爲りて直に在り。延之以て醉ひて焉に詣る。尚之望見するや便ち陽りて眠る。延之は簾を發きて熟視し曰く「朽木は彫り難し」と。尚之は左右に謂ひて曰く「此の人醉へば甚だ畏る可し」と。(『南史』本傳)

なお延之は阮籍に同感するところがあつたのであろう、その「詠懷詩」に注釈を付けている。すなわち、『文選』卷二四、阮籍「詠懷詩」注に、

顔延年曰、説者阮籍、在晉文代、常慮禍患。故發此詠耳。

顔延年曰く、説者阮籍は、晉文の代に在りて、常に禍患を慮る。故に此の詠を發する耳。あるように、その思いの中には酒中に没入して禍患を避けんとした阮籍が存在していたようだ。酒に憂さを晴らすとともに延之は、魏晉の際の阮籍のように酒中に逃避するようなどもしていいたのであるう。

### 3 奇行、変人一世を偽る

延之は己の「褊激」なる言行が過度であつても、世人に、彼は変わった人間だから仕方がないと思わせるような振る舞いをしていたようだ。

既に述べたように、榮達した長子の顔竣を避けるようにして、その世話にはならなかつた。その様子を周囲の人たちは「変わった親だ」と思つていたに違ひない。他に其の「褊激」なる言行を緩和し誤魔化すような方策を弄することはできず、また平素から「非常識な人間」であるとの情報を世間に流しておくこともなかつた。

身を居すること清約にして、財利を營まず」とあるが、田地を買つて代金を拂わないために訴えられたことがあつたといふのは、どう考えたらいいのか。或いは常識はずれの、いい加減なことをする人だと、世人に思わせようとしていたのかかもしれない。

延之の「褊激」なる言行が周辺の人たちから、その時には悪まれ嫌われても、最終的には何とか大事には至らなかつたのは、意識的に、また無意識的にかわからぬが、以上述べたように其の「褊激」なる言行は、奇人、変人の故に仕方がないと見られていたところも有つたのではないか。

これに反して靈運の場合は、その誇りの高さから延之のよう其の「褊激」なる言行を緩和し誤魔化すような方策を弄することはできず、また平素から「非常識な人間」であるとの情報を世間に流しておくこともなかつた。

(『宋書』本傳)

その爲に靈運の「褊激」なる言行はそのままに周囲に受け取られ、人々に與える影響も強かつた。

### 三、顏延之と謝靈運

#### —「君子の志」と「政權閥與」—

延之の「褊激」なる言行が致命傷とならなかつた理由としては、やはり彼が靈運のような「君子の志」と「政權閥與」への願いを持つていなかつたことが挙げられよう。

靈運は、前代晉の謝安、謝玄以来の大貴族の誇りを抱いており、晉室に尽くした謝、安謝玄の志を汚すことなく、自分も名家に相応しい功績をあげたいと考えていた。

晉末、劉裕が北伐に成功した時、勅命によつて劉裕を彭城に慰問したときの作「撰征賦」では、表面的には劉裕の功績を述べながらも、それにあわせて謝玄が前秦苻堅の大軍を撃退して國を救つた功績を讃えている。靈運にとつては謝玄の如き働きをすることこそ「君子の志」を遂げることであつた。その為にはどうしても政權の中枢にいなければならぬ。しかし文帝は前朝の重臣であつた謝家の者にその機会を與えてくれなかつた。

臨川郡で政府が靈運逮捕のために派遣した官兵に逆らつた時の靈運の詩に、

韓亡子房奮、秦帝魯連恥。  
本自江海人、忠義感君子。

韓亡びて子房奮ひ、秦帝たらんとして魯連は恥づ。  
本自り江海の人、忠義は君子を感じしむ。

とある。「祖国の韓が秦に滅ぼされて張良は復讐に奮い立ち、秦が帝を称することを魯連は恥じて認めなかつた。彼らは本もと江海の隠遁者であつたが、その忠義の心は世の君子を感じしめた。」すなわち「韓」は晉、「秦帝」は宋の劉裕。「子房」「魯連」はつまり靈運のことであり、「君子の志」を持つ靈運は彼ら「君子」の「忠義」に深く感じていた。

また「臨終詩」(『宋書』本傳引)に、

襲勝無餘生、李業有窮盡。嵇公理既迫、霍生命亦殞。  
悽淒凌霜葉、網網衝風菌。邂逅竟幾何、修短非所愍。  
送心自覺前、斯痛久已忍。恨我君子志、不獲巖上泯。  
襲勝に餘されし生は無く、李業は窮じ盡くる有り  
嵇公理は既に迫り、霍生命は亦た殞つ。  
悽淒たり霜を凌ぐ葉、網網たり風を衝く菌。  
邂逅竟に幾何ぞ、修短は愍しむ所に非ず。

心を送る自覺の前、斯の痛み久しう已に忍ぶ。  
恨むらくは我が「君子の志」もて、巖上に涙ぶを獲ざりしこと。

と詠つてゐるのも、遂げられなかつた「君子の志」についての無念の思いであり、靈運にとつて「君子の志」を遂げることこそが生涯の願いであつた。それは晉を滅ぼした宋への報復であつたが、今やそれは殆ど不可能なことであつたから、具体的には北伐による國土回復が當面

「君子の志」を遂げることであつたろう。

しかし延之の方には「君子の志」を遂げんとする目的は無かつたようで、本傳のどこにもそれに関わりのある記事は見られない。延之には先祖に靈運の場合のようには誇りとすべきほどの人物もいなかつたようであるし、宋朝にも別に恨みは無い。したがつて「君子の志」のようものは初めから持つていなかつたようだ。「褊激の性」のままに行動しながらも生涯を全うできたのは、そのためであつたろう。

延之は詩文、学問については誰にも負けないと誇りは持つていたが、靈運のような政権閥與の欲は無かつた。延之は世人や政権担当者が、詩文や学問、或いは他の面での自分の能力を高く評価し、それに相応しい対応をしてくれば満足し、してくれなければ激しく反撥した。

元嘉三年、羨之等誅。徵爲中書侍郎、轉太子中庶子、領步兵校尉、賞遇甚厚。延之既以才學見遇、當時多相推服。唯袁淑年倍小延之、不相推崇。延之忿於衆中折之曰、「昔陳元方與孔元駿齊年文學、元駿拜元方於牀下。今君何得不見拜。」淑無以對。〔南史〕顏延之傳)

孝武の登阼するや、以て金紫光祿大夫、領湘東王師。嘗與何偃同從上南郊。偃於路中遙呼延之曰、「顏公。」延之以其輕脫怪之、答曰、「身非三公之公、又非田舍之公、又非君家阿公、何以見呼爲公。」偃羞而退。〔南史〕顏延之傳)

孝武の登阼するや、以て金紫光祿大夫、領湘東王師と爲す。嘗て何偃と同に上に南郊に從ふ。偃は路中に於て遙かに延之を呼びて曰く「顏公」と。延之は其の軽脱なるを以て、之を怪しみ、答へて曰く「身は三公の公に非ず、又た田舎の公に非ず、又た君が家の阿公に非ざるに、何を以て呼びて公と爲るや」と。偃は羞ぢて退く。

何偃が馴れ馴れしく「顏公」と呼びかけたので、延之は「私は三公でもないし、田舎の親爺でもない、また君の家の祖父でもないのに、どうして『公』と呼ばれるのかね」と言つて偃に恥をかかせている。

元嘉三年、羨之ら誅せらる。徵して中書侍郎と爲し、太子中庶子、領步兵校尉に轉じ、賞遇甚だ厚し。延之は既に才學を以て遇せられ、當時多く相ひ推服す。唯

だ袁淑のみ年は延之に倍小なるも、相ひ推重せず。延之は忿りて衆中に於て之を折きて曰く「昔、陳元方は孔元駿と齊年の文學なるに、元駿は元方を牀下に拜す。今、君は何ぞ拜せられるを得んや」と。淑以て對ふる無し。

時に延之は其の「才學」ゆえに人々に「推服」されていたが、自分より遙かに年下の袁淑が敬意を表そうとしたのに腹を立て、皆のいる場所で袁淑を辱めている。また次のようなこともあつた。

孝武登阼、以爲金紫光祿大夫、領湘東王師。嘗與何

偃同從上南郊。偃於路中遙呼延之曰、「顏公。」延之以其輕脫怪之、答曰、「身非三公之公、又非田舍之公、又非君家阿公、何以見呼爲公。」偃羞而退。〔南史〕顏延之傳)

この程度のこと頭に來て、わざわざ仕返しをしてい  
る延之に政治的な野心があるとは、誰も考へてはいなか  
つたろう。

#### 四、「謝靈運傳」と「顏延之傳」

列傳は普通の場合、それぞれ独立して編まれているが、  
靈運傳と延之傳はそうではなく、対比的な扱いがなされ  
ているように見える。沈約はそうすることによって互い  
の人物の個性と生涯を対応させながら描き分けることが  
できると考えていたようだ。

そのため沈約は、兩者の傳を、①「偏激なる言行の列  
舉」、②「其の主張と考えを示す本人の詩文の収録」とい  
う二つの項目によつて構成し、それを対比的に扱つて兩  
者の違いを描き出そうとしている。沈約が問題点とした  
のは、ともに「偏激の性」の人でありながら靈運は殺さ  
れ延之は生涯を全うした。それは何故なのか、というこ  
とであつたろう。沈約は靈運、延之の性格と家柄、生涯  
の志などを通して其の理由を説明しようとしている。

その答えとして沈約は、次のように考えていたようだ。  
同じく「偏激の性」ではあつても、靈運はそれをそのまま  
ま「言行」に表すが、延之はそれなりに相手の反応を考  
慮に入れているようだ。靈運は前後を考えないで「偏激」  
なる言行に走るが、延之は「偏激の性」の持ち主である  
にもかかわらず、同時に「庭詰」の内容からわかるよう

に、細心の處世態度を身に備えていた。にもかかわらず  
「偏激の性」を抑えることができなかつたのは、細心の  
處生態度を以て事に臨みながらも「偏激の性」だけはどう  
しても抑えきれなかつたからであろう。

靈運の求めるものは「君子の志」、例えば國家の危機を  
救うような活躍を仕遂げることであつたが、宋朝の世で  
は権力の中枢に位置することは不可能であり、従つて靈  
運は「君子の志」を遂げることは叶わなかつた。それに  
比べて延之の場合は、どこまでも自己一身の願いを遂げ  
ることであつた。

それは前王朝の大貴族であつた靈運とそうでなかつた  
延之の、家柄の違いによるのであらう。すなわち延之本  
傳に、

祖は約、零陵太守。父は顯、護軍司馬。延之は少くし  
て孤貧、負郭に居り、室巷は甚だ陋し。好んで書を讀  
み、覽ざる所無し。  
とあるように、延之は早く父親と死別して貧しい少年時  
代を過ごしている。従つて靈運のように「君子の志」を  
遂げるという生涯の目標は持ちようがなかつた。

延之は自分の学識や詩文の才能が正當に認められ、そ  
れが其の地位に反映されておれば何も言わないが、そ  
でなかつたら激しく反撥する。そのために上位に在る者  
に悪まれ嫌われる事が多かつたが、延之は何とかそれ  
を切り抜けている。兩者のこのような違いが、靈運は廣  
州で棄市され、一方延之は七三歳の生涯を全うするとい

う結果を招いたと、沈約は考えていたようだ。そうしてそれを説明するため同じような項目を設定し、兩者を

対比させながら傳を構成したものと推測される。

歴史なのである。

### 注

僅か謝靈運傳、顏延之傳の二傳についてであるが、沈約の史傳撰述の態度をみると、それぞれ自分が抱いている人物像に基づいて其の傳を記しているようだ。史傳といつものは歴史上の人物の生涯の記録ではなく、後の人々が記録に基づいて纏めたものであり筆者の考え方を通しての傳記であるから、筆者の其の人物についての見方も当然そこに入ってくるし、史料の取捨選択も筆者の判断による。従つてそこに現れるのは沈約の「謝靈運傳」であり「顏延之傳」であった。

「謝靈運傳」についていえば、傳の最後にある「臨終詩」は『宋書』引（全12句）と『廣弘明集』（全14句）とでは結末部分に大きな異同があり、どちらに拠るかによつて靈運の最期の思い、更にはその人物についての解釈が大きく異なるてくる。沈約が『宋書』に引くような作に拠つたのは（或いはそのように手を加えたのは）彼の靈運観にしたがつたものであろう。また顏延之傳については、

「庭誥」が傳全体の三分の二を費やして長々と引かれてゐるのは、これも延之が「偏激の性」だけの単純な人物ではなかつたことを証明せんとしてのことであるう。『宋書』一百卷を僅か兩卷によつて判断することはできないが、『史記』が単なる記録ではなく、司馬遷という人の書いた歴史であるのと同様に、『宋書』も沈約の書いた宋の

1 義熙十二年（四一六）、靈運は劉裕の世子（義符。後の少帝）の中軍諮議・黃門侍郎となる。この年、延之も義符の中軍行參軍となる。

2 義熙十四年（四一八）、靈運、宋國の黃門侍郎となり、從事中郎・世子左衛率に遷る。この年、延之も世子舍人となる。

3 一二、宋初・永初（四二〇～四二三）景平（四二三）年間

1 靈運、太子左衛率となる。延之、太子舍人となる。

2 靈運、延之ともに廬陵王義眞（劉裕の第二子）のグループに屬す。そのため武帝劉裕の没後、徐羨之、傅亮らによつて靈運は永嘉太守、延之は始安太守に左遷。

### 三、宋・元嘉（四二四～）年間

1 文帝によつて徐羨之、傅亮らが誅殺され、靈運は秘書監、延之は中書侍郎として朝廷に召し返された。

2 灵運は始寧に歸り、延之は里巷に屏居す。兩者に詩の贈答があつた。

（2）「庭誥」については、「六朝文人傳」「宋書」顏延之傳」（『中國學論集』47）参照。

（3）『宋書』謝靈運傳に引く「臨終詩」（全12句）は、釋道宣

編『廣弘明集』に収めるもの（全14句）に比べると、結びの二句が無く、その前の二句の順序も変わっている。内容的には『宋書』引の方は佛教色が全て無くなつており、誰かが意図的に手を加えたように思われる。或いは當時、一種類の「臨終詩」が傳わつていて、沈約は『宋書』引のようなものを採用したとも考えられるが、その証明は難しい。作品の内容と、この時期靈運の置かれていた状況からみるに、佛の教えにしたがつて来世の救済を願う『廣弘明集』所収のものが本来の形であったようだ。従つて沈約が其の靈運像に基づいて省略の手を加えたのはなかろうかと考えている。詳細は次の機会に述べることにしたい。